

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4939363号
(P4939363)

(45) 発行日 平成24年5月23日(2012.5.23)

(24) 登録日 平成24年3月2日(2012.3.2)

(51) Int.Cl. F 1
B 6 5 D 6 / 1 8 (2006.01) B 6 5 D 6 / 1 8 A

請求項の数 1 (全 12 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2007-268583 (P2007-268583) (22) 出願日 平成19年10月16日(2007.10.16) (65) 公開番号 特開2009-96498 (P2009-96498A) (43) 公開日 平成21年5月7日(2009.5.7) 審査請求日 平成22年2月23日(2010.2.23)</p>	<p>(73) 特許権者 591006944 三甲株式会社 岐阜県瑞穂市本田474番地の1 (74) 代理人 100099542 弁理士 平井 保 (72) 発明者 山内 寿敏 岐阜県瑞穂市本田474番地の1 三甲株式会社内 審査官 会田 博行 (56) 参考文献 特開2006-188272 (JP, A)) 特開2005-112412 (JP, A)) 最終頁に続く</p>
---	---

(54) 【発明の名称】 折り畳みコンテナー

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

底部と底部の一方の相対する土手部にヒンジ連結された一方の相対する側壁と底部のもう一方の相対する土手部にヒンジ連結されたもう一方の相対する側壁とから構成されている折り畳みコンテナーにおいて、底部に配設された雌ヒンジ部材の係止フックには、水平側壁持ち上がり防止用係止突起が形成されており、水平状態の側壁が持ち上げられた際には、側壁に配設された雄ヒンジ部材の係止ブロック部が、水平側壁持ち上がり防止用係止突起に当接し、また、垂直状態の側壁が持ち上げられた際には、側壁に配設された雄ヒンジ部材の係止ブロック部が、底部に配設された雌ヒンジ部材の係止フックに当接するように構成されていることを特徴とする折り畳みコンテナー。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、底部と、底部の一方の相対する土手部にヒンジ連結された一方の相対する側壁と、底部のもう一方の相対する土手部にヒンジ連結されたもう一方の相対する側壁とから構成されている折り畳みコンテナーに関するものであり、箱型に組み立てられた状態から、一方の相対する側壁を底部に重なるように倒し、次いで、もう一方の相対する側壁を、先に倒された一方の相対する側壁に重なるように倒すことにより、折り畳むことができるように構成されている。

【背景技術】

【 0 0 0 2 】

側壁に形成された雄ヒンジ部材が、底部の土手部に形成された雌ヒンジ部材に対して、上下方向に自由に移動できないタイプ、換言すれば、雄ヒンジ部材と雌ヒンジ部材とによるヒンジ連結部が、上下方向に、実質的に移動できないタイプの折り畳みコンテナにおいて、一方の相対する側壁を倒した際に、側壁の先端部が互いに重なるように構成されている場合には、先に倒された側壁の上に重ねられる側壁が、ヒンジ連結部を支点として、傾斜して倒されることになる。このように、側壁が、傾斜して倒されるように構成された折り畳みコンテナにおいては、折り畳まれた状態における折り畳みコンテナの高さが高くなり、従って、折り畳みコンテナの収容効率が低下することになる。

【 0 0 0 3 】

上述した課題を解決するために、底部の土手部に形成された雌ヒンジ部の凹部の深さを深くして、底部の土手部に形成された雌ヒンジ部に対して、側壁に形成された雄ヒンジ部材が、雌ヒンジ部の凹部内を、上下方向に自由に移動できるようにしたタイプ、換言すれば、雄ヒンジ部材と雌ヒンジ部材とによるヒンジ連結部が、上下方向に、移動可能なタイプの折り畳みコンテナが知られているが、このようなタイプの折り畳みコンテナが箱型に組み立てられた際には、ヒンジ連結部が、上下方向に移動可能であるために、作業者が、側壁を持って、箱型に組み立てられた折り畳みコンテナを持ち上げようとする、側壁が、底部から持ち上がるという問題があった。

【 0 0 0 4 】

上述した課題を解決するために、本出願人は、本出願人の先の出願である特許文献 1 において、側壁に形成された雄ヒンジ部材に、側壁の回動支点となるヒンジブロックと箱型に組み立てられた状態における側壁の持ち上がりを阻止するための係合ブロックとを形成した折り畳みコンテナを提案した。

【 0 0 0 5 】

【特許文献 1】特開 2 0 0 6 - 1 8 8 2 7 2 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 6 】

上述した折り畳みコンテナにおいては、側壁に形成された雄ヒンジ部材を構成する支持片の下部にヒンジブロックが形成されており、また、支持片の上部に、持ち上がりを阻止するための係合ブロックが形成されているために、倒された状態の側壁を、垂直方向に立てる際に、係合ブロックが、底部の土手部に当接したり、或いは、土手部に乗り上げる等して、倒された状態の側壁を、迅速に、且つ、確実に、略垂直に立てることができないという問題があった。

【 0 0 0 7 】

また、雄ヒンジ部材を構成する支持片に、ヒンジブロックと係合ブロックとを、支持片の上下に、それぞれ形成するために、支持片を長くしなければならず、従って、支持片、ひいては、雄ヒンジ部材が損傷し易くなるという問題があった。

【 0 0 0 8 】

更には、雄ヒンジ部材を構成する支持片には、ヒンジブロックと係合ブロックとが形成されているために、側壁を成形するための金型が複雑になり、従って、金型のコストが上昇し、ひいては、折り畳みコンテナの製造コストが上昇するという問題があった。

【 0 0 0 9 】

本発明の目的は、上述した従来の折り畳みコンテナが有する課題を解決することにある。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 0 】

本発明は、上述した目的を達成するために、底部と底部の一方の相対する土手部にヒンジ連結された一方の相対する側壁と底部のもう一方の相対する土手部にヒンジ連結されたもう一方の相対する側壁とから構成されている折り畳みコンテナにおいて、底部に配設

10

20

30

40

50

された雌ヒンジ部材の係止フックに、水平側壁持ち上がり防止用係止突起を形成し、水平状態の側壁が持ち上げられた際には、側壁に配設された雄ヒンジ部材の係止ブロック部が、水平側壁持ち上がり防止用係止突起に当接し、また、垂直状態の側壁が持ち上げられた際には、側壁に配設された雄ヒンジ部材の係止ブロック部が、底部に配設された雌ヒンジ部材の係止フックに当接するように構成したものである。

【発明の効果】

【0011】

底部に配設された雌ヒンジ部材の係止フックに、水平側壁持ち上がり防止用係止突起を形成し、水平状態の側壁が持ち上げられた際には、側壁に配設された雄ヒンジ部材の係止ブロック部が、水平側壁持ち上がり防止用係止突起に当接し、また、垂直状態の側壁が持ち上げられた際には、側壁に配設された雄ヒンジ部材の係止ブロック部が、底部に配設された雌ヒンジ部材の係止フックに当接するように構成したので、上述した従来の折り畳みコンテナのように、倒された状態の側壁を、垂直方向に立てる際に、係合ブロックが、底部の土手部に当接したり、或いは、土手部に乗り上げるようなことがなく、従って、倒された状態の側壁を、迅速に、且つ、確実に、略垂直に立てることができる。

10

【0012】

また、側壁に配設された雄ヒンジ部材には、上述した特許文献1に記載されているような係合ブロックが形成されていないので、支持ブロックの側壁の下端フランジからの長さを短くすることができ、従って、支持ブロック、ひいては、雄ヒンジ部材が損傷するようなことを防止することができる。

20

【0013】

更に、側壁に配設された雄ヒンジ部材の支持ブロックには、上述した特許文献1に記載されているような係合ブロックが形成されていないので、側壁を成形するための金型の製造コストを低減することができる。

【実施例】

【0014】

以下に、本発明の実施例について説明するが、本発明の趣旨を越えない限り、何ら、本実施例に限定されるものではない。

【0015】

先ず最初に、図1～図4を用いて、本発明の折り畳みコンテナの全体構成について説明する。

30

【0016】

1は、平面形状が略長方形の底部で有り、底部1は、相対する長辺側に形成された土手部（以下、長辺側土手部という。）1aと、相対する短辺側に形成された土手部（以下、短辺側土手部という。）1bとを有しており、本実施例においては、長辺側土手部1aの高さは、短辺側土手部1bの高さより、低く形成されている。

【0017】

図3に示されているように、底部1を構成する長辺側土手部1aには、複数の後述する雌ヒンジ部材H1が配設されており、また、同様に、底部1を構成する短辺側土手部1bにも、複数の雌ヒンジ部材H1が配設されている。

40

【0018】

2は、長側壁であり、図4に示されているように、長側壁2の下端フランジ2aの裏面には、底部1の長辺側土手部1aに配設された雌ヒンジ部材H1に対応して、後述する雄ヒンジ部材H2が配設されている。3は、短側壁であり、短側壁3の下端フランジ3aの裏面にも、底部1の短側壁土手部1bに配設された雌ヒンジ部材H1に対応して、雄ヒンジ部材H2が配設されている。

【0019】

長側壁2の下端フランジ2aに配設された雄ヒンジ部材H2と底部1の長辺側土手部1aに配設された雌ヒンジ部材H1とを連結することにより、長側壁2が、底部1にヒンジ連結され、また、短側壁3の下端フランジ3aに配設された雄ヒンジ部材H2と底部1の

50

短辺側土手部 1 b に配設された雌ヒンジ部材 H 1 とを連結することにより、短側壁 3 が、底部 1 にヒンジ連結されて、折り畳みコンテナが構成されることになる。

【 0 0 2 0 】

図 2 に示されているように、折り畳まれた状態から、図 1 に示されているように、箱型に組み立てるには、まず最初に、水平状態の短側壁 3 を、略垂直に立て、次いで、長側壁 2 を、略垂直に立てることにより、折り畳みコンテナが、箱型に組み立てられることになる。また、箱型に組み立てられた折り畳みコンテナを、折り畳むには、まず最初に、長側壁 2 を底部 1 に重なるように倒し、次いで、短側壁 3 を、先に倒された長側壁 2 に重なるように倒すことにより、折り畳みコンテナが、折り畳まれることになる。

【 0 0 2 1 】

折り畳まれた状態においては、長側壁 2 の先端部が、互いに部分的に重なり合うように構成されており、同様に、短側壁 3 の先端部も、互いに部分的に重なり合うように構成されている。

【 0 0 2 2 】

次に、図 5 及び図 6 を用いて、底部 1 の長辺側土手部 1 a 及び短辺側土手部 1 b に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 について説明する。以下においては、長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 について説明し、短辺側土手部 1 b に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 については、実質的に同じであるので、その詳細な説明する省略する。

【 0 0 2 3 】

雌ヒンジ部材 H 1 は、後述する、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 が嵌合可能な、平面形状が長方形の縦孔 4 を有しており、この縦孔 4 は、長辺側土手部 1 a の外壁 1 a 1 を上方に延在することにより形成された外側垂直壁 4 a と、長辺側土手部 1 a の内壁 1 a 2 を上方に延在することにより形成された内側垂直壁 4 b と、外側垂直壁 4 a と内側垂直壁 4 b とを連結する相対する垂直短壁 4 c とにより囲まれている。また、長辺側土手部 1 a の内壁 1 a 2 及び内側垂直壁 4 b には、縦孔 4 に接続されているとともに、内側垂直壁 4 b の上端から底部 1 の底板 1 c まで、或いは、底板 1 c 付近まで延在する切欠き凹部 5 が形成されている。

【 0 0 2 4 】

切欠き凹部 5 を形成する相対する側端面 5 a の上端部には、外側垂直壁 4 a と平行に、フック支持突片 6 が形成されており、フック支持突片 6 の内面（外側垂直壁 4 a と対向する面）には、ブロック状の係止フック 7 が突設されている。また、外側垂直壁 4 a と相対する係止フック 7 の上部角部には、底部 7 a 1 を有する係止突起 7 a が形成されている。この係止突起 7 a は、後述するように、水平状態に折り畳まれた状態の長側壁 2 の持ち上がりを防止するためのものであり、以下、この係止突起 7 a を、便宜的に、水平側壁持ち上がり防止用係止突起と称する。

【 0 0 2 5 】

上述した縦孔 4、切欠き凹部 5 及び係止フック 7 等により、雌ヒンジ部材 H 1 が構成されている。

【 0 0 2 6 】

次に、図 7 及び図 8 を用いて、長側壁 2 に配設されている雄ヒンジ部材 H 2 について説明する。なお、短側壁 3 にも、同様の雄ヒンジ部材 H 2 が配設されている。

【 0 0 2 7 】

長側壁 2 の板状部 2 b に垂直な下端フランジ 2 a の裏面には、雄ヒンジ部材 H 2 が配設されており、雄ヒンジ部材 H 2 は、下端フランジ 2 a の裏面に垂設された支持ブロック 8 を有している。

【 0 0 2 8 】

長側壁 2 の板状部 2 b に対して垂直な、支持ブロック 8 の相対する側面 8 a の下端部には、該側面 8 a に対して垂直な係止ブロック部 9 が形成されており、この係止ブロック部 9 には、支持ブロック 8 の内面（箱型に組み立てられた折り畳みコンテナの内部側に位置する面）8 b を越える係止膨出部 9 a が形成されている。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 9 】

上述した長側壁 2 の下端フランジ 2 a に配設された支持ブロック 8 と係止ブロック部 9 とにより、雄ヒンジ部材 H 2 が構成されている。

【 0 0 3 0 】

上述した特許文献 1 に記載されているように、長側壁 2 の下端フランジ 2 a に配設された雄ヒンジ部材 H 2 と底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設された雌ヒンジ部材 H 1 とを連結とを連結することにより、長側壁 2 が、底部 1 にヒンジ連結され、また、短側壁 3 の下端フランジ 3 a に配設された雄ヒンジ部材 H 2 と底部 1 の短辺側土手部 1 b に配設された雌ヒンジ部材 H 1 とを連結することにより、短側壁 3 が、底部 1 にヒンジ連結されるように構成されている。

10

【 0 0 3 1 】

次に、図 9 ~ 図 1 1 を用いて、折り畳みコンテナが、図 2 に示されているように、折り畳まれた状態における、底部 1 に配設された雌ヒンジ部材 H 1 と長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 とのヒンジ連結部、及び、折り畳みコンテナが、図 1 に示されているように、箱型に組み立てられた状態における、底部 1 に配設されたヒンジ部材 H 1 と長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 とのヒンジ連結部について説明する。

【 0 0 3 2 】

図 9 に示されているように、折り畳みコンテナが折り畳まれ、長側壁 2 が、略水平に倒された状態においては、後から倒された長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック 9 の長側壁 2 の下端フランジ 2 a と相対する天面 9 b と、折り畳みコンテナが箱型に組み立てられた際に、底部 1 に配設されたヒンジ部材 H 1 の縦孔 4 を形成する外側垂直壁 4 a と相対する外側垂直面 9 c とのより形成される上部外側角部 9 d が、底部 1 に配設されたヒンジ部材 H 1 の係止フック 7 に形成された水平側壁持ち上がり防止用係止突起 7 a の底部 7 a 1 に当接、或いは、接近して位置するように構成されている。従って、後から倒された水平状態の長側壁 2 が、上方に持ち上げられても、係止ブロック 9 の上部外側角部 9 d が、底部 1 に配設されたヒンジ部材 H 1 の係止フック 7 に形成された水平側壁持ち上がり防止用係止突起 7 a の底部 7 a 1 に当接し、水平状態の長側壁 2 のそれ以上の持ち上がりが阻止されるので、従って、底部 1 と水平状態の長側壁 2 とのヒンジ連結が解除されるようなことがない。

20

【 0 0 3 3 】

また、折り畳みコンテナが、図 1 0 及び図 1 1 に示されているように、箱型に組み立てられ、長側壁 2 が、略垂直に立てられた状態においては、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 の係止膨出部 9 a が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設された雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の底部 7 b に当接、或いは、接近して位置するように構成されており、垂直状態の長側壁 2 が上方への持ち上げられた際には、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設された雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の底部 7 b に当接し、長側壁 2 のそれ以上の持ち上がりが阻止されるので、従って、底部 1 と垂直状態の長側壁 2 とのヒンジ連結が解除されるようなことがない。

30

【 0 0 3 4 】

ところで、折り畳みコンテナが折り畳まれて、長側壁 2 が水平状態にある場合には、図 1 2 に示されているように、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に形成された雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 と雄ヒンジ部材 H 2 の縦孔 4 を構成する外側垂直壁 4 a との間に位置することになるが、この状態から、略水平に倒された状態の長側壁 2 を、垂直方向に回動させた際に、図 1 3 に示されているように、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に形成された雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 と外側垂直壁 4 a の内面 4 a 1 とにより挟持されて、長側壁 2 の垂直方向への回動が阻止される場合がある。

40

【 0 0 3 5 】

50

本実施例においては、上述したような、長側壁 2 の垂直方向への回動が阻止されないように、図 6 等に示されているように、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する縦孔 4 の外側垂直壁 4 a と相対する係止フック 7 の垂直面 7 c と底部 7 b とにより形成される角部 7 d を削除して、角部湾曲面 7 e を形成したものである。なお、角部湾曲面 7 e を傾斜面とすることもできる。

【 0 0 3 6 】

上述したように、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の垂直面 7 c と底部 7 b とにより形成される角部 7 d に、角部湾曲面 7 e が形成されているので、図 9 に示されている水平状態の長側壁 2 を、図 10 に示されているように、略垂直に立てる長側壁 2 の回動過程において、図 14 に示されているように、長側壁 2 に配設されている雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 の上部外側角部 9 d が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の角部湾曲面 7 e に当接するとともに、雄ヒンジ部材 H 2 を構成する支持ブロック 8 が、外側垂直壁 4 a の内面 4 a 1 に当接していることによる反力により、雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 の上部外側角部 9 d が、雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の角部湾曲面 7 e に沿って、雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の底部 7 b に入り込むことができる。従って、水平状態の長側壁 2 を、略垂直に立てる際に、長側壁 2 に配設されている雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の底部 7 b に、円滑に、入り込み、長側壁 2 の垂直方向への回動が阻止されるようなことがない。

【 0 0 3 7 】

図 15 及び図 16 には、雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の角部 7 d に、角部湾曲面 7 e を形成する代わりに、長側壁 2 に配設されている雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 の係止膨出部 9 a の支持ブロック 8 の内面 8 b からの突出量を大きくしたものである。換言すれば、係止ブロック部 9 の厚さ（係止ブロック部 9 の外側垂直面 9 c と該外側垂直面 9 c に平行な内側垂直面 9 e との間隔）T 1 を厚くして、水平状態における長側壁 2 の係止ブロック部 9 の内側垂直面 9 e が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の角部 7 d より、下方に位置するようにしたものである。

【 0 0 3 8 】

上述したように構成することにより、図 16 に示されているように、長側壁 2 の垂直方向への回動の際に、長側壁 2 に配設されている雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 の天面 9 b が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の角部 7 d に当接するとともに、雄ヒンジ部材 H 2 を構成する支持ブロック 8 が、外側垂直壁 4 a の内面 4 a 1 に当接していることによる反力により、雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 の上部外側角部 9 d と相対する上部内側角部 9 f が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の底部 7 b に入り込むことができる。従って、水平状態の長側壁 2 を、略垂直に立てる際に、長側壁 2 に配設されている雄ヒンジ部材 H 2 を構成する係止ブロック部 9 が、底部 1 の長辺側土手部 1 a に配設されている雌ヒンジ部材 H 1 を構成する係止フック 7 の底部 7 b に、円滑に、入り込み、長側壁 2 の垂直方向への回動が阻止されるようなことがない。

【 0 0 3 9 】

上述したように、底部 1 に配設された雌ヒンジ部材 H 1 の係止フック 7 に、水平側壁持ち上がり防止用係止突起 7 a を形成し、水平状態の長側壁 2 が持ち上げられた際には、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 の係止ブロック部 9 が、水平側壁持ち上がり防止用係止突起 7 a に当接し、また、垂直状態の長側壁 2 が持ち上げられた際には、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 の係止ブロック部 9 が、底部 1 に配設された雌ヒンジ部材 H 1 の係止フック 7 に当接するように構成したので、上述した特許文献 1 に記載されているような、支持片の下端部に、ヒンジブロックが形成され、また、ヒンジブロックの上方に、係合ブロックが形成されている雄ヒンジ部材のように、倒された状態の側壁を、垂直方

10

20

30

40

50

向に立てる際に、係合ブロックが、底部の土手部に当接したり、或いは、土手部に乗り上げるようなことがなく、従って、倒された状態の長側壁 2 を、迅速に、且つ、確実に、略垂直に立てることができる。

【 0 0 4 0 】

また、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 には、上述した特許文献 1 に記載されているような係合ブロックが形成されていないので、支持ブロック 8 の長側壁 2 の下端フランジ 2 a からの長さを短くすることができ、従って、支持ブロック 8、ひいては、雄ヒンジ部材 H 2 が損傷するようなことを防止することができる。

【 0 0 4 1 】

更に、長側壁 2 に配設された雄ヒンジ部材 H 2 の支持ブロック 8 には、上述した特許文献 1 に記載されているような係合ブロックが形成されていないので、長側壁 2 を成形するための金型の製造コストを低減することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【 0 0 4 2 】

【図 1】図 1 は、箱型に組み立てられた状態の本発明の折り畳みコンテナの斜視図である。

【図 2】図 2 は、折り畳まれた状態の本発明の折り畳みコンテナの斜視図である。

【図 3】図 3 は、本発明の折り畳みコンテナを構成する底部の斜視図である。

【図 4】図 4 は、本発明の折り畳みコンテナを構成する長側壁の斜視図である。

【図 5】図 5 は、本発明の折り畳みコンテナを構成する底部に配設された雌ヒンジ部材の拡大斜視図である。

20

【図 6】図 6 は、本発明の折り畳みコンテナを構成する底部に配設された雌ヒンジ部材の部分垂直断面図である。

【図 7】図 7 は、本発明の折り畳みコンテナを構成する長側壁に配設された雄ヒンジ部材の拡大斜視図である。

【図 8】図 8 は、同じく、本発明の折り畳みコンテナを構成する長側壁に配設された雄ヒンジ部材の拡大斜視図である。

【図 9】図 9 は、本発明の折り畳みコンテナが折り畳まれた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

【図 10】図 10 は、本発明の折り畳みコンテナが箱型に組み立てられた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

30

【図 11】図 11 は、本発明の折り畳みコンテナが箱型に組み立てられた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分斜視図である。

【図 12】図 12 は、本発明の別の実施例の折り畳みコンテナが折り畳まれた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

【図 13】図 13 は、同じく、本発明の別の実施例の折り畳みコンテナが折り畳まれた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

【図 14】図 14 は、図 9 と同様の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

40

【図 15】図 15 は、本発明の更に別の実施例の折り畳みコンテナが折り畳まれた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

【図 16】図 16 は、図 15 と同様の本発明の更に別の実施例の折り畳みコンテナが折り畳まれた状態の底部の雌ヒンジ部材と長側壁の雄ヒンジ部材とによるヒンジ連結部の部分垂直断面図である。

【符号の説明】

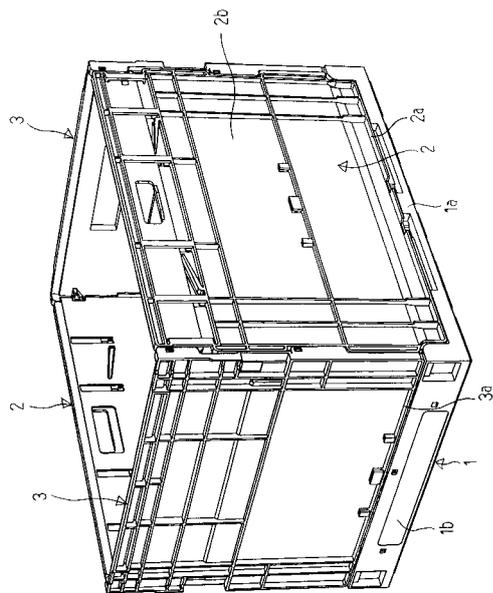
【 0 0 4 3 】

H 1 雌ヒンジ部材

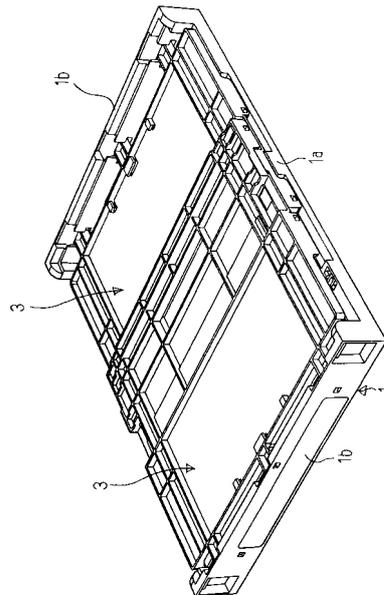
50

- H 2 雄ヒンジ部材
- 1 底部
- 2 長側壁
- 3 短側壁
- 7 係止フック
- 7 a 水平側壁持ち上がり防止用係止突起
- 7 b 底部
- 7 c 角部湾曲面
- 8 支持ブロック
- 9 係止ブロック部

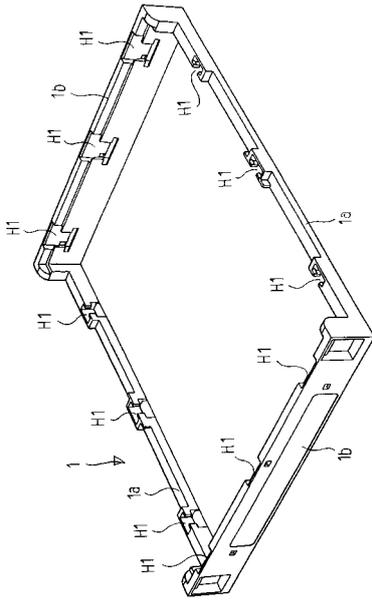
【図1】



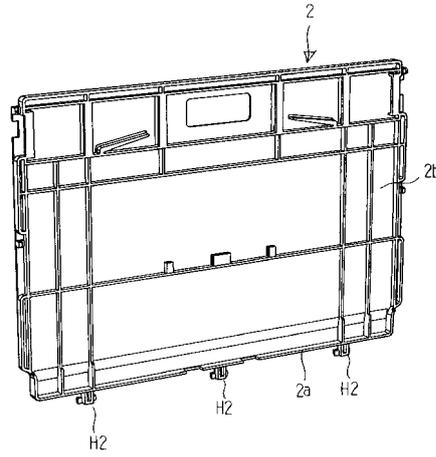
【図2】



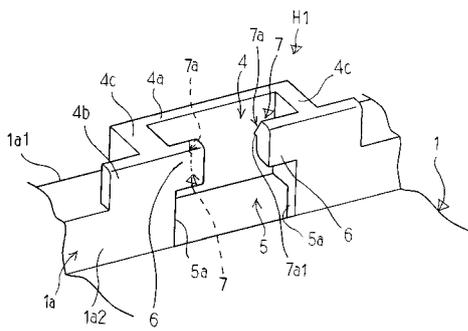
【図3】



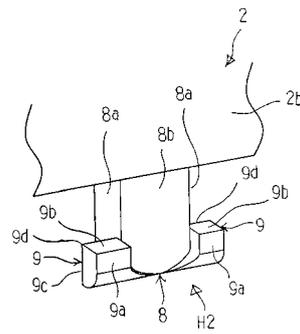
【図4】



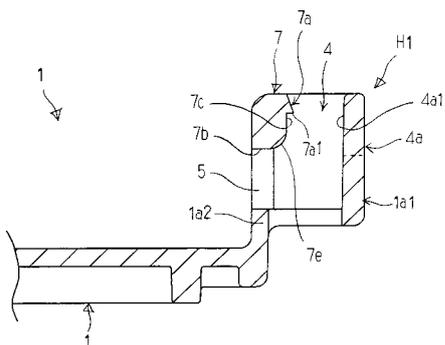
【図5】



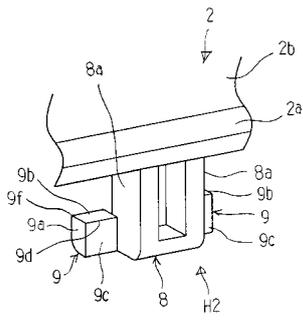
【図7】



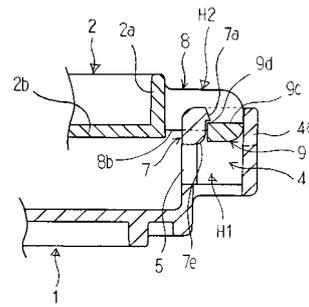
【図6】



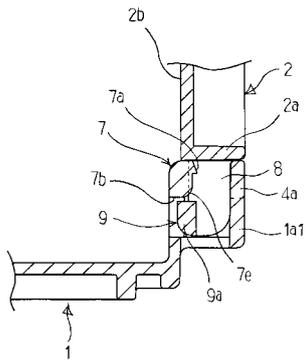
【図 8】



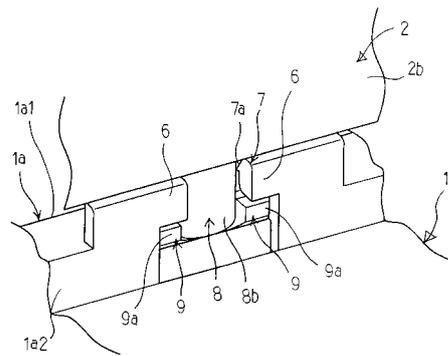
【図 9】



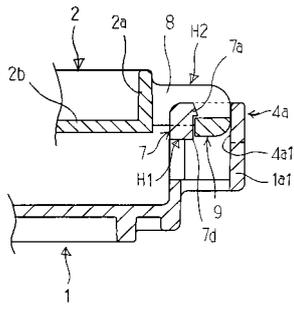
【図 10】



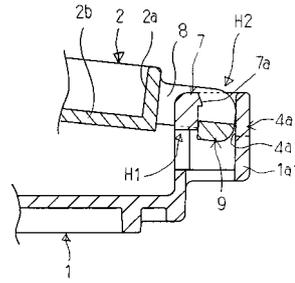
【図 11】



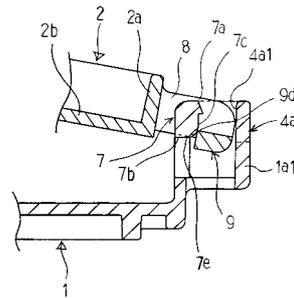
【図 1 2】



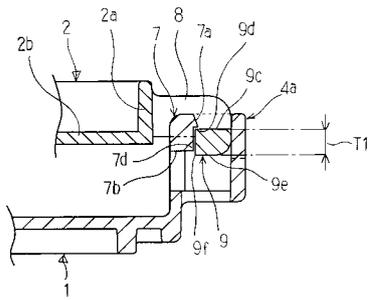
【図 1 3】



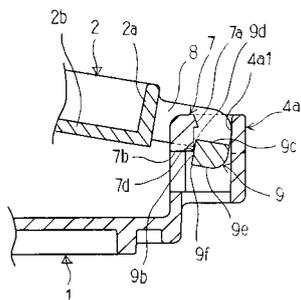
【図 1 4】



【図 1 5】



【図 1 6】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B 6 5 D 6 / 0 0